



認定調査の委託について

当会では、全国の保険者様より要介護認定調査を受託しております。
お困りの際は是非、お気軽にご相談ください。

1. 契約内容

(1) 契約方法

各保険者様の契約書又は請書にてご契約をさせていただいております（単年度契約・長期契約どちらも可）。

ご契約の際には当会からのお願いを記載した書類を添付させていただいております。

※次頁参照

(2) 契約単価

（外税）9,600 円/件 （内税）10,560 円/件 ※（施設・病院一律料金）

2. 認定調査員の資格

認定調査は以下の資格を持っている調査員が行います。

1. 東京都介護支援専門員研究協議会に所属する介護支援専門員
2. 東京都介護支援専門員研究協議会に所属する保険・医療・福祉に関する専門的知識を有する者で①又は②のいずれかに該当する者。
 - ①介護保険法施行規則第 113 条の 2 第 1 号又は第 2 号に規定される者であって、介護に係る実務の経験が 5 年以上である者。
 - ②認定調査に従事した経験が 1 年以上である者。

※いずれも東京都へ当会所属の認定調査員として届け出ている者。都道府県又は指定都市が実施する認定調査に関する研修（認定調査員研修）を修了した者とする。

3. 認定調査の実施

お電話にて案件受託後、依頼書・申請書等書類一式をお送りいただき立会い者のご調整後、調査を実施いたします。（原則、調査実施後の聞き取りは行っておりません。調査時に調査が完結するようご依頼ください。）

新規でお電話をいただいた際、以下について確認させていただきます。

- 1) 当会に書類到着後、通常 3 週間程度お時間をいただいております。ガン末期・早期退院等急ぎを要する場合には事前にお電話にてご連絡ください。
- 2) 調査票返送のご郵送料に關しましては各保険者様へご負担いただいております。書類ご郵送時に返信用封筒をご同封ください。
- 3) 各保険者様の認定調査票で調査票を作成いたします。パソコン入力用のフォーマットがございましたら ninteiyousa@cmat.jp までお送りください。

詳細・ご不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

東京都介護支援専門員研究協議会 認定調査担当

Tel.03-3556-1541



認定調査委託に関するお願い

特定非営利活動法人
東京都介護支援専門員研究協議会
理事長 小島 操

拝啓

平素より、当会の要介護認定調査に対し、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現状の調査実施にあたっては、契約書に記載していない条件について区市町村毎にご対応のばらつきがあることから、この度受託条件の公平性の観点より、一律、下記の条件にて実施とさせて頂きたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. ご依頼後（調査票到着後）、調査実施場所に調査員が向かい、当方に起因しない事由で調査中止となった場合には、協議の上、実施状況に応じ、交通費調査謝金の一部等発生した経費をお支払い頂くことがあります。
2. 原則として、当会では面会規制がある調査場所・結核病棟及び調査員への感染の恐れがある調査は控えさせていただきます。調査をご依頼頂く前にご確認くださいませお願い致します。現地にて判明した場合には、調査を中止することがあります。
3. 調査は調査日で完結といたします。調査の聞き取りについては、日程調整時及び認定調査の実施の際のみとさせていただきます、調査に関する事後の聞き取りは原則行っておりません。その旨をお立会い者の方にもご伝達下さい。

以上

特定非営利活動法人
東京都介護支援専門員研究協議会
担当：蔵本・内山
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-9-3
かすがビル 10階
TEL 03-3556-1541 Fax 03-3556-1543